

# 平成 30 年 第 9 回 三朝町教育委員会 臨時会 日程

と き：平成 30 年 10 月 12 日（金）午前 10 時 30 分

と ころ：三朝町役場 第 3 会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

芦田委員、大丸委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

教育委員の異動について

5 議 事

6 協議事項

三朝町教育委員会教育長職務代理の指名について

三朝町社会福祉協議会評議員の推薦について

三朝町都市計画審議会委員の推薦について

三朝町民生委員推薦会委員の推薦について

7 その他

8 閉 会

次回定例会：平成 30 年 10 月 22 日（月） 13：30 ～ （参考 H29.10.23：月）

## 協議事項

### 三朝町教育委員会教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定により、教育長職務代理者の指名を行うものである。

#### 《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
（教育長）

第 13 条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

## 協議事項

### 三朝町社会福祉協議会評議員の推薦について

三朝町社会福祉協議会から三朝町社会福祉協議会評議員の推薦依頼がありましたので、委員の推薦について協議します。

## 記

- |   |          |                            |
|---|----------|----------------------------|
| 1 | 推薦する評議員数 | 1名                         |
| 2 | 推薦理由     | 前任の教育委員の退任によるもの（前任者：藤井俊子）  |
| 3 | 任期       | 平成33年度定時評議員会の日まで（前任者の残任期間） |

## 協議事項

### 三朝町都市計画審議会委員の推薦について

三朝町から三朝町都市計画審議会委員の推薦依頼がありましたので、委員の推薦について協議します。

## 記

- |   |         |                           |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 推薦する委員数 | 1名                        |
| 2 | 推薦理由    | 前任の教育委員の退任によるもの（前任者：藤井俊子） |
| 3 | 任期      | 平成31年2月19日まで（前任者の残任期間）    |

## 《参考》

### ○三朝町都市計画審議会条例

#### （組織）

第2条 審議会は、委員9人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

#### （委員）

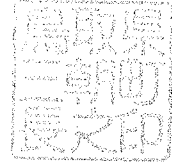
第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者 3人
  - (2) 町議会の議員 2人
  - (3) 関係行政機関の職員 1人
  - (4) 県の職員 2人
  - (5) 住民を代表する者 1人
- 2 前項第1号及び第5号につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、再任されることができる。

発建第225号  
平成30年10月1日

三朝町教育委員会教育長 様

三 朝 町 長



三朝町都市計画審議会委員の推薦について (依頼)

日頃から本町の都市計画行政につきまして格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、三朝町都市計画審議会条例に基づき、三朝町都市計画案の審議のため、三朝町都市計画審議会を設置しているところですが、委員の異動に伴い、新たに審議会委員を推薦していただきますようお願いいたします。

記

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 1 委員の区分  | 学識経験のある者                    |
| 2 推薦委員の数 | 1名                          |
| 3 委員の任期  | 辞令交付の日～平成31年2月19日(前任者の残任期間) |
| 4 その他    | 異動のある委員<br>藤井 俊子            |

担当 建設水道課  
町土整備係(石村)  
内線 147



## 協議事項

### 三朝町民生委員推薦会委員の推薦について

三朝町から三朝町民生委員推薦会委員の推薦依頼がありましたので、委員の推薦について協議します。

## 記

- |   |         |                           |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 推薦する委員数 | 1名                        |
| 2 | 推薦理由    | 前任の教育委員の退任によるもの（前任者：藤井俊子） |
| 3 | 任期      | 平成31年9月30日まで（前任者の残任期間）    |

## 《参考》

### ○三朝町民生委員推薦会規則 (定数)

第2条 推薦会の委員の定数は、14人とする。

### ○三朝町民生委員推薦会 委員選出基準（内規）

- この基準は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第8条第2項及び三朝町民生委員推薦会規則（昭和36年規則第5号）の規定に基づく委員の選任にあたっての選考について、必要な事項を定める。
- 委員の総数は14名とし、その選出区分は、次のとおりとする。
  - 市町村の議会の議員  
三朝町議会議長の推薦する者2名
  - 民生委員  
民生児童委員協議会会長の推薦する者2名
  - 社会福祉事業の実施に関係のある者  
三朝町社会福祉協議会が推薦する社会福祉法人の代表者2名
  - 社会福祉関係団体の代表者  
三朝町老人クラブ連合会及び三朝町身体障害者福祉協会の代表者各1名
  - 教育に関係ある者  
教育長及び教育委員のうちから三朝町教育長が推薦する者2名
  - 関係行政機関の職員  
町長の指名する者2名
  - 学識経験のある者  
町長が推薦する者2名
- 前項の区分の地位により委員となった者が、任期中においてその地位を離れた場合は、委員を辞任したものとみなす。
- 委員に欠員が生じたときは、第2項の選出区分により選考するものとする。ただし、町長が特別な事由を認めたときは、当該委員の任期中に限り、第2項の選出区分を変更して選考することができる。

発 健 第 155 号  
平成 30 年 10 月 3 日

三朝町教育委員会  
教育長 西田 寛司 様

三朝町長 松 浦 弘 幸



三朝町民生委員推薦会委員の推薦について（依頼）

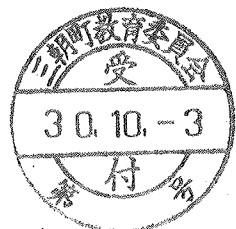
日頃から、本町の民生委員活動に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、三朝町民生委員推薦会規則により貴会から委員を選出していただいているところですが、前任者の退任に伴い1名の欠員が生じております。

つきましては、下記のとおり委員のご推薦をいただきますようお願いいたします。

記

1. 委員の区分 教育関係者  
(教育長及び教育委員のうちから三朝町教育長が推薦する者)
2. 推薦委員の数 1 名
3. 委員の任期 平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日まで



【担当】三朝町健康福祉課福祉推進係 菅田（電話 43-3520）